

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第 195 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

議 会 規 則

- 鹿 児 島 県 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (総務課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (議事課取扱い) 1

議 会 訓 令

- 鹿 児 島 県 議 会 公 印 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (総務課取扱い) 1

議 会 規 則

鹿 児 島 県 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 議 会 議 長 田 之 上 耕 三

鹿 児 島 県 議 会 規 則 第 1 号

鹿 児 島 県 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 す る 規 則 (平 成 13 年 鹿 児 島 県 議 会 規 則 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別記第 1 号様式から別記第 5 号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

.....

鹿 児 島 県 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 議 会 議 長 田 之 上 耕 三

鹿 児 島 県 議 会 規 則 第 2 号

鹿 児 島 県 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 議 会 会 議 規 則 (平 成 3 年 鹿 児 島 県 議 会 規 則 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 2 条 中 「 そ の 他 の 事 故 」 を 「 , 育 児 , 介 護 そ の 他 の や む を 得 な い 事 由 」 に 改 め , 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

- 2 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず , 議 員 が 出 産 の た め 出 席 で き な い と き は , 当 該 出 産 の 予 定 日 の 6 週 間 (多 胎 妊 娠 の 場 合 に あ っ て は , 14 週 間) 前 の 日 か ら 当 該 出 産 の 予 定 日 (議 員 が 出 産 し た と き は , 当 該 出 産 の 日) 後 8 週 間 を 経 過 す る 日 ま で の 範 囲 内 で , 出 席 で き な い 期 間 を 明 ら か に し て , あ ら か じ め 議 長 に 届 け 出 る こ と が で き る。

附 則

こ の 規 則 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

議 会 訓 令

鹿 児 島 県 議 会 訓 令 第 1 号

鹿 児 島 県 議 会 公 印 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県議会議長 田之上耕三

鹿児島県議会公印規程の一部を改正する訓令

鹿児島県議会公印規程（昭和30年鹿児島県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
別表鹿児島県議会総務委員長印の項から鹿児島県議会文教警察委員長印の項までの規定を次のように改める。

鹿児島県議会総務警察委員長印	方 20	鹿 児 島 県 議 会 総 務 警 察 委 員 印	総 務 課	公文書用
鹿児島県議会産業経済委員長印	方 20	鹿 児 島 県 議 会 産 業 経 済 委 員 印	総 務 課	公文書用
鹿児島県議会総合政策建設委員長印	方 20	鹿 児 島 県 議 会 総 合 政 策 建 設 委 員 印	総 務 課	公文書用
鹿児島県議会文教観光委員長印	方 20	鹿 児 島 県 議 会 文 教 観 光 委 員 印	総 務 課	公文書用

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。